下田まち遺産手帖

[しもだまちいさんてちょう]

vol.24 2025

認定番号：149　相玉のスダジイ

下田市の景観施策のこれまで

下田市の景観への取組み

下田市は、市民共有の財産である“下田まち遺産”を活かした施策に取組み、景観まちづくりを推進します。

下田まち遺産の普及啓発活動

知る

市内小・中学校における出前講座

教職員への歴史まちづくり社会科見学

下田まち遺産

下田まち遺産の認定・登録化

創り・育てる

登録まち遺産：渡邊蔵

認定まち遺産：報本寺枝垂桜

景観まちづくり活動への助成

支える

歴史的建造物修繕等への補助制度

協定団体活動への補助制度

それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。

下田市景観行政のあゆみ

2007 年（平成 19）	下田市、景観行政団体へ移行
2009 年（平成 21）	下田市景観まちづくり条例制定 下田市景観計画策定
2013 年（平成 25）	地域における歴史的風致※の維持及び向上に関する法律（通称：歴まち法）
2015 年（平成 27）	下田市景観計画の一部改正 届出対象行為の追加等
2018 年（平成 30）	下田市歴史的風致維持向上計画　認定
2025 年（令和 7）	下田市景観計画の一部改正 事前相談の義務化・景観誘導ゾーンの廃止等

認定まち遺産：落合高根白山神社　鬼射

認定まち遺産：報本寺　山随権現祭礼幡廻し

※：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴まち法第 1 条）

下田まち遺産 - 歴史まちづくりの推進 -

下田市歴史的風致維持向上計画　進捗評価を実施しました！

下田市は、平成 30 年 11 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴まち法）」に基づき「下田市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国からの認定を受けました。この計画に基づき様々な事業を行い、歴史まちづくりを推進しています。計画期間は 10 年間となっており、令和 9 年度（2027 年度）末をもって、第一期計画が終了します。

毎年度、事業の進捗評価を行っており、令和 7 年度は 5 月 22 日、歴まち法に基づいて設置した下田市歴史的風致維持向上協議会において進捗評価を行いました。今後も引き続き計画に記載した事業を推進しながら、歴史まちづくりを進めていきます。

下田市歴史的風致維持向上協議会
令和 7 年 5 月 22 日（木）

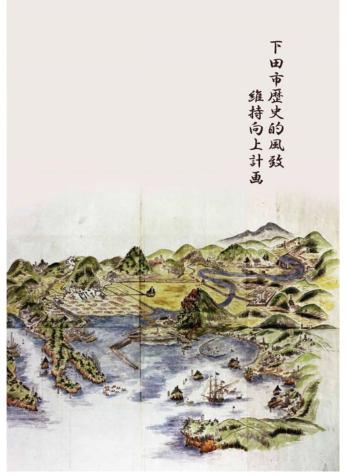

下田市歴史的風致維持向上計画
（平成 30 年 11 月策定）

下田市歴史的風致維持向上計画概要版はこちらから

下田市歴史的風致維持向上計画に関する市ホームページはこちらから

歴史的風致とは？

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（歴まち法第 1 条）しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。（「歴史まちづくり法パンフレット（令和 5 年 3 月）」国土交通省 HP より）

歴史的風致維持向上計画における事業の実施

歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設を歴史的風致維持向上施設として位置付け、これらを整備し適切に管理を行うべく事業を実施しています。令和 6 年度には、旧町内の市道稲荷社前通線全線（219 ㎡）の修景舗装工事を実施しました。事業費は 12,058 千円。（うち国庫補助 6,029 千円）

施工前

施工後

稲梓地域景観ガイドラインについて

現在、下田市を６地域（稲梓、下田・本郷、白浜、朝日、蓮台寺、浜崎）に区分した上で、地域の景観特性に応じた景観形成方針、景観形成基準をきめ細やかに個別策定することを目的に、令和７年度から複数年を掛けて市内全域で地域住民によるワークショップを開催し、地域別の景観ガイドラインを作成しています。

令和７年度は稲梓地域の景観ガイドラインを作成することを目的に、全４回（10 月 17 日、11 月 14 日、12 月 12 日、２月６日）、稲梓基幹集落センターにてワークショップを行っております。

ガイドラインを作成するとどうなるの？

地域ごとに詳細な方針、基準を記載することによって、その地域が有する景観特性を住民のみならず、関係する全ての人が理解でき、市民と事業者、市が協働で地域の景観整備・保全を図ることができます。

また、建築物や工作物について届出を市に提出することが必要となり、ガイドラインに沿うよう指導することもできます。

今後の地域別景観ガイドラインスケジュール

※今後変更となる可能性があります。

令和７年度（※今年度）	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
稲梓地域	下田・本郷地域	白浜地域	朝日地域	稲生沢地域	浜崎地域

認定番号 151：稲梓の稲作風景

ワークショップの様子（第１回）

グループの代表者による発表

第１回結果まとめ　テーマ『稲梓地域の景観の現状と未来について考えよう！』

凡例　良い所・好きな所、改善したい好ましくない所、提案や取り組むべき課題

良好な環境

里地里山
- ○川、田、道、家、山、空の配置バランスがよい（B）
- ○水田、河川、山林、畑、田等の緑の多さ（C）
- ○環境がいい　空気・水・せせらぎの音（B・C）
- ○廃墟や空き家が増えている（B）

豊かな山
- ○自然豊かな山・川（A）
- ○やまがきれい（C）
- ○春のヤマザクラ、秋の紅葉（B）
- ○森林景観は美しく見えるが、山中は荒廃状態（A）
- ○山が荒れて眺望を阻害している（A）
- ○山からの眺望景観を改善したい（A）

きれいな川
- ○水（小川）がきれい。エビ、カニ、ウナギなどがいる（B）
- ○稲生沢川や稲梓川の両岸にウォーキングコースを整備してほしい（A）

美しい水田
- ○水田地帯（A）
- ○最大の特徴は田んぼ！　川と向かっての段々の傾斜風景（A）
- ○５月の美しい稲の風景がいい（A）
- ○水のはった水田、稲の緑など（B）
- ○稲が黄金色になる秋の風景（B）
- ○農道がいい、歩きやすい（C）
- ○水田を維持する次世代がいない
- ○農地が荒れている（A・B）
- ○高齢化、若者の減少で、耕作放棄地になりつつある（A）
- ○猪や鹿による獣害（A・B・C）
- ○耕作放棄地にサクラやモモの木を植えたい（B）

古道・山道
- ○古道の存在（A）
- ○ウォーキングコース等に活かしたい（A）

歴史・文化
- ○お寺・神社の風景：庭、大木、ご神木など（C）
- ○石垣の種類（C）
- ○なまこ壁の蔵が残っている（C）
- ○戦国期の歴史（A）
- ○山には火の神さまや、お産の神様が祭られている（C）
- ○祭りが続けられない（A）

課題

沿道の草木
- ○沿道の樹木が繁茂している（B）
- ○沿道の除草が足りていない（C）
- ○近傍景観としての路肩草刈り（C）

危険個所
- ○国道のカーブに水がたまる（B）
- ○伊豆縦貫道の工事により水がたまっている場所がある（C）
- ○降雨時の河川の泥水（C）

課題

農業・林業の再構築
- ○農地を集約化して産業として成り立たせたい（A）
- ○山林も伐採して、若者が魅力を感じる産業へ再構築したい（A）
- ○昔は農家が林業も兼業しており、炭焼きが行われ山もきれいに維持管理されていた（A・C）

コントロール
- ○縦貫道建設と自然景観のバランス（色彩）（C）
- ○山の法面崩落しないよう、山肌の太陽光パネルは規制！
- ○水源と整備のバランス（A）
- ○コンテナなどの工作物のコントロールが必要（C）

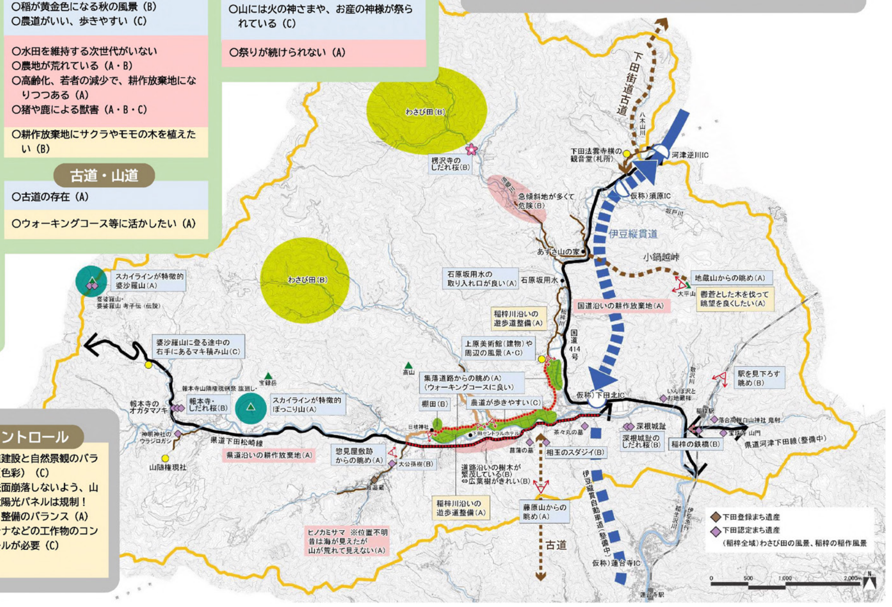

ワークショップの様子（第２回）

グループの代表者による発表

第２回結果まとめ　<テーマ>『基本目標（将来像）と景観形成方針について考えよう！』

凡例　良い点・重要に感じた点、修正してほしい・疑問点、提案、その他意見

※主な意見を掲載しています

基本目標（案）

稲梓の里地里山を守りたい
ひと・農・自然が共に生きる稲梓の景観づくり

山と谷、段丘が織りなす稲梓の里地里山は、四季折々の自然に包まれ、農の営みと人々の暮らしが共に息づいています。自然を大切にしながら、先人たちが育んできた田畑や山林、集落、伝統行事などの風景を次の世代へと引き継ぐため、「ひと・農・自然」が共に生きる稲梓の景観づくりに取り組みます

表現
- ○ きれいな言葉、理想的（C）
- ○「守りたい」では弱い。攻めの姿勢がほしい（B）

取組の主体
- ○ 様々なことを「引き継ぐ」のが難しい（例　農業後継者の問題）（B，C）
- ○ 市や地域外の人の協力があれば住民も「やってやろう」の気持ちになる（B）

景観形成方針（案）

1　山・川の豊かな自然環境と美しい農地景観を守る
- 地域を囲む山々の緑豊かな景観を守るため、森林の整備や管理を進めます
- 山頂からの眺めや、特徴ある山並みを守ります
- 河岸段丘の水田をはじめとする美しい農地を守り、再生させていきます
- 山あいに広がる田畑やわさび田など、この土地ならではの農地を守ります
- 稲梓川や稲生沢川などの川がつくる水辺の景色をきれいに保ち、地域の暮らしや観光に生かします
- 良好な景観を損なうおそれのあるものに対して、適切に改善し、少しずつ整えていきます
  （例：太陽光発電設備、屋外広告物、目立つ派手な建物、鉄塔・基地局アンテナ等）

森林・農地
- ○ 高齢化で管理を担う人がいない。「管理」の生業化が必要（B）
- ○ 森林の景観的な管理は難しい。県や国に頼るしかない（C）
- ○ 農地の維持が大変で、耕作放棄地の管理も十分できていない（B，C）
- ○ 古道や山の道を活かす（ただし活かせそうなのは小鍋越峠くらい）（A）

水源地・源泉
- ○ 稲梓には「水（水源）の保全」という役割がある（A）
- ○ 外から来る人（工場設置者等）にも水質保全を意識してもらう（A）
- ○ 源泉があるので、温泉を活かしたい（A）

河川
- ○ 河川の整備改修は多自然工法で（C）
- ○ 河川管理にリバーフレンドシップ制度が使えていない（C）
- ○ 河川沿いに歩道を整備できればウォーキングコースになる（A）

2　地形や景観資源を生かした魅力ある集落地景観を育てる
- 周辺景観と調和した建物や外構づくりを進めます
- 地域の歴史・文化を感じさせる景観資源（社寺や社寺林、古木、石積、祠、道祖神、史跡等）を守り、風景づくりに活かしていきます
- お祭りや伝統行事等の文化的な風景をこれから大切に、継承していきます
- 公共の建物や大型施設は、まわりの景色とよくなじむデザインにします
- 味わいのある古い家や建物は修繕し、まちの魅力として生かしていきます
- 良好な景観を損なうおそれのあるものに対して、適切に改善し、少しずつ整えていきます
  （例：太陽光発電設備、屋外広告物、派手な建物、鉄塔・基地局アンテナ等）

建物・外構
- ○「まちの魅力として生かしていきます」とは具体的になにをするのか（B）
- ○ 建物へのルールが住民の負担になることを懸念する（B）
- ○ 地場産材の活用が地域景観の向上につながることがある。林業再生が重要（A）
- ○ 石積みの保全には市の補助などの費用面での支援が必要（A）
- ○ 空き家バンクの登録が進まない（C）

景観阻害要素
- ○ 例にある「屋外広告物」は「違法屋外広告物」としたほうがいい（C）
- ○「鉄塔」のコントロールは難しいのでは（C）

3　地域を印象付ける主要道路の景観を向上させる
- 道路沿いの建物や看板などは、まわりの景色に合うように工夫し整えていきます
- 道路付属物（ガードレール、防護柵、街灯等）は、色や形に気を配り、景色になじむように工夫します
- 道路や橋からの良好な眺めを守り、視点場などを設けます
- 花や木を植えたり、わかりやすい案内板を設けたりして、「おもてなし」を感じられる景観をつくります
- インターチェンジ（IC）の周辺には、周囲の風景と調和した景観をつくります
- 道路沿いの雑草や派手な屋外広告物など、道路景観を損なうものは、少しずつ整えます

道路
- ○ 道路から見て魅力的な景色をつくる。山には四季を感じる広葉樹林を（A）
- ○ ガードレールや防護柵は茶系の色で！（A）
- ○（加増野では）道路わきに花を植える活動が広がっている（C）

インターチェンジ
- ○ 伊豆縦貫道 IC の新設は地域の再生や魅力向上のきっかけになる（B）
- ○ IC ができると、集落道路の往来が減り寂しくなるかもしれない。にぎわいづくりや、IC から降りてみたくなる風景づくりが必要（A）

※下線部は直接的な指摘がでた箇所

下田市景観まちづくり条例の改正と主な変更点

平成 21 年から施行されていた下田市景観まちづくり条例と景観計画ですが、社会情勢等、景観行政をとりまく環境も大きく変化したことから、令和４年度から景観計画の改訂作業を行っていました。

令和７年４月１日から新たな条例と景観計画となったため、主な変更点をお伝えします。

① 「景観誘導ゾーン」の廃止

景観計画の区域は、これまでと同様に市内全域を対象としますが、市内各地域の景観特性を考慮して区域設定を再検討した結果、「景観誘導ゾーン」を廃止し、「景観重点地区」の規定を条例に残しました。

現在、「景観重点地区」の指定区域はありませんが、令和７年度から順次策定を行っている地域別景観ガイドラインの中で行われる住民参加のワークショップ等にて合意形成が得られた場合に「景観重点地区」が指定されます。

「景観誘導ゾーン」や「景観重点地区」とは？

まち遺産が多く、下田の特徴を醸し出している地域を「景観誘導ゾーン」とし、特に貴重な下田まち遺産が集積し、重点的かつ積極的に景観まちづくりに取り組んでいく地区を、関係者の合意を得て、「景観重点地区」に指定されます。

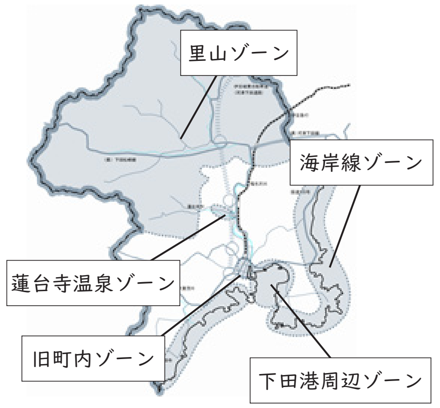

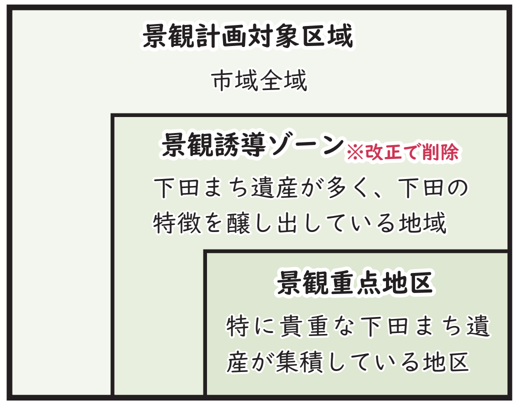

② 事前相談の義務化

これまで、景観法の届出に際し、事前相談無しに届出された事業において、より良い景観形成のために助言や指導を行いましたが、事業計画上、日程や経費等の事情から反映に至らない事業もありました。

事前相談の義務化は、届出者と協議する時間をより多くし、景観により配慮した事業計画に対して助言を行い、計画変更する検討時間を確保でき、市内全体の良好な景観形成に寄与することができます。

③ 審議会等の組織の集約化

景観行政への意見を述べられる機関として「景観まちづくり審議会」と「景観まちづくり市民会議」の２つが定められていましたが、高齢化や担い手不足の観点から、「景観まちづくり市民会議」を廃止して、「景観まちづくり審議会」に機能を集約化しました。

④ 「届出の対象とする行為」について

建物や工作物を造る上で、一定の要件を超える場合には景観法に基づき、届出が必要となります。

「景観誘導ゾーン」の廃止に伴う地域別ガイドライン作成を今後進めていく中で、「届出の対象とする行為」を景観計画区域全域（市域全域）で統一しました。詳細は８ページをご覧ください。

なお、あくまで暫定的な措置であり、地域別ガイドラインが作成された際には、地域ごとの届出対象面積や高さが設定されます。詳細は３、４ページをご覧ください。

行為の種類		届出を要する規模 市域全域（景観誘導ゾーン、景観重点地区以外）	届出を要する規模 景観誘導ゾーン	届出を要する規模 景観重点地区
建築物	建築物（沿道型商業施設を除く）	高さ 13 m超又は延床面積 500 ㎡超	高さ 10 m超又は延床面積 300 ㎡超	延床面積 10 ㎡超
建築物	沿道型商業施設	敷地面積 500 ㎡超又は延床面積 250 ㎡超	敷地面積 300 ㎡超又は延床面積 150 ㎡超	延床面積 10 ㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ 15 m超	高さ 15 m超	高さ 3 m超
工作物	・送電鉄塔類	※届出対象外	高さ 15 m超	高さ 3 m超
工作物	・煙突類	高さ 13 m超	高さ6m超	高さ 3 m超
工作物	・記念塔類	高さ 13 m超	高さ4m超	高さ 3 m超
工作物	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ 13 m超	高さ8m超	高さ 3 m超
工作物	・エレベーター類、遊戯施設（コースター等）、製造施設、貯蔵施設類	高さ 13 m超又は築造面積 500 ㎡超	高さ 10 m超又は築造面積 300 ㎡超	高さ 3 m超又は築造面積 10 ㎡超
工作物	・擁壁	高さ 5 m超	高さ2m超	高さ 1 m超
工作物	・法面、垣、柵、塀類	高さ 5 m超	高さ2m超	高さ 1 m超
工作物	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員 13 m超又は高さ 5 m超	幅員 10 m超又は高さ 3 m超	幅員 10 m超又は高さ 3 m超
工作物	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ 20 m超	高さ 13 m超	高さ 13 m超
工作物	・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ 10 m超又は設置面積 500 ㎡超	高さ 10 m超又は設置面積 300 ㎡超	高さ 3 m超又は設置面積 10 ㎡超
開発行為・宅地造成		面積 2,000 ㎡超	面積 1,000 ㎡超	面積 300 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積 2,000 ㎡超	面積 1,000 ㎡超	面積 300 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計 2,000 ㎡超又は堆積の高さ 5 m超	敷地内の堆積面積の合計 1,000 ㎡超又は堆積の高さ 3 m超	敷地内の堆積面積の合計 300 ㎡超又は堆積の高さ 3 m超

改正

行為の種類		届出を要する規模
建築物	建築物（沿道型商業施設を除く）	高さ 10 m超又は延床面積 300 ㎡超
建築物	沿道型商業施設	敷地面積 300 ㎡超又は延床面積 150 ㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ 15 m超
工作物	・送電鉄塔類	高さ 15 m超
工作物	・煙突類	高さ6m超
工作物	・記念塔類	高さ4m超
工作物	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
工作物	・エレベーター類、遊戯施設（コースター等）、製造施設、貯蔵施設類	高さ 10 m超又は築造面積 300 ㎡超
工作物	・擁壁	高さ2m超
工作物	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
工作物	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員 10 m超又は高さ 3 m超
工作物	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ 13 m超
工作物	・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ 10 m超又は設置面積 300 ㎡超
開発行為・宅地造成		面積 1,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積 1,000 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計 1,000 ㎡超又は堆積の高さ 3 m超

⑤ 「景観に配慮する事項の提出」の廃止

④でも記載した届出対象行為ですが、対象以外の行為で、延べ床面積が 10 平方メートル超の建築物を新築する際、景観に配慮する事項を書面に記載（以下「配慮事項取組書」という。）し、あらかじめ提出することとしていました。

しかし、今後は地域別景観ガイドラインの作成において「景観形成基準」や「届出の対象とする行為」の検討を行い、各地域における目指すべき景観形成の方針が定まるため、配慮事項取組書の提出を廃止し、今後の地域別ガイドライン作成に併せ、良好な景観形成の普及、促進に取り組むこととします。

	景観法届出書の提出 ※④の規模を超えるかどうか	提出書類
改正前	超える	景観法届出書
改正前	超えないかつ、10 ㎡以上	配慮事項取組書
改正前	超えないかつ、10 ㎡未満	提出書類なし

改正

	景観法届出書の提出 ※④の規模を超えるかどうか	提出書類
改正後	超える	景観法届出書
改正後	超えない	提出書類なし

下田市景観計画における手続の流れ

市民・事業者等

↓

市の窓口での事前相談（※必須）

↓

届出を要する行為

景観計画区域内行為の届出書を作成し提出する

- 他法令等に基づく申請等が必要な行為は、各申請等の 30 日以上前に提出する。
- 他申請等が不要な行為については、行為に着手する 30 日以上前に提出する。

↓ 提出

届出書の受理

↓ 届出内容についての確認

景観まちづくり審議会の意見聴取

景観形成基準への適合判断

景観法に基づく届出の内容が、景観形成基準に適合しているかを判断

- 不適合　変更・修正依頼 → 助言・指導（変更・修正事項についての助言・指導）
  - 協議／指導 → 変更・修正（指導の内容に基づき、変更・修正を行う）
    - 不適合 → 勧告等
    - 適合（適合通知書を発行） → 他法令等に基づく申請、行為の着手
- 適合（適合通知書を発行） → 他法令等に基づく申請、行為の着手

他法令等に基づく申請、行為の着手（建築物：届出内容の掲示）

↓

完了届の提出（届出書通りに実施されたかを確認）

下田市景観計画における届出対象行為について

下田市景観計画では、その対象区域を市内全域に設定しています。これにより、市内において一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第 16 条に基づき、届出をするよう定められています。

届出を要する規模については、下記をご覧ください。また、現在策定を進めている地域別景観ガイドラインの内容によって、地域ごとの数値基準が異なります。詳しくは、建設課景観法担当又は市役所 HP をご覧ください。

景観法に基づく届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	建築物（沿道型商業施設を除く）	高さ 10 m超又は延床面積 300 ㎡超
建築物	沿道型商業施設	敷地面積 300 ㎡超又は延床面積 150 ㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ 15 m超
工作物	・送電鉄塔類	高さ 15 m超
工作物	・煙突類	高さ6m超
工作物	・記念塔類	高さ4m超
工作物	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
工作物	・エレベーター類、遊戯施設（コースター等）、製造施設、貯蔵施設類	高さ 10 m超又は築造面積 300 ㎡超
工作物	・擁壁	高さ2m超
工作物	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
工作物	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員 10 m超又は高さ 3 m超
工作物	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ 13 m超
工作物	・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ 10 m超又は設置面積 300 ㎡超
開発行為・宅地造成		面積 1,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積 1,000 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計 1,000 ㎡超又は堆積の高さ 3 m超

○「建築物」は、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。）をするもので、表に示す規模を対象とする。

景観まちづくり助成金活用事業

景観まちづくり基金のこれまで

景観まちづくりを推進するため、下田市では市民の皆さんよりお寄せいただいた寄附や、ふるさと納税を原資とした“景観まちづくり基金”を設置し、登録まち遺産や歴史的風致形成建造物の維持管理や修繕、景観に関する協定を結ぶ団体や景観まちづくり推進組織の活動資金への助成金として活用しています。

年　度	積立金（円）	取崩額（円）	累計額（円）
平成 22 年（2010）	1,530,000	0	1,530,000
平成 23 年（2011）	1,485,000	0	3,015,000
平成 24 年（2012）	1,100,000	2,000,000	2,115,000
平成 25 年（2013）	1,310,000	0	3,425,000
平成 26 年（2014）	1,055,005	0	4,475,005
平成 27 年（2015）	6,821,800	926,000	10,370,805
平成 28 年（2016）	9,505,310	104,000	19,772,115
平成 29 年（2017）	5,100,498	208,785	24,663,828
平成 30 年（2018）	6,819,640	1,260,945	30,222,523
令和元年（2019）	8,788,817	1,179,441	37,831,899
令和２年（2020）	5,853,793	3,620,727	40,069,965
令和３年（2021）	9,534,998	2,916,364	46,688,996
令和４年（2022）	9,770,883	2,188,346	52,148,808
令和５年（2023）	14,157,363	478,866	65,827,305
令和６年（2024）	18,089,807	1,763,666	82,153,446

※令和６年（2024）度ふるさと納税実績値

寄附件数：540 件　寄附金額合計：29,175,500 円

令和６年度景観まちづくり助成金活用状況

「歴史のまち 下田」を象徴する歴史的建造物は、歴史的まちなみ景観を形成する中心的役割を担います。それら建造物は、所有者の皆さんがこれまで管理され、活用されてきたことで、現在まで大切に受け継がれています。歴史的な建造物であるが故に、現代建築物とは異なる苦労や金銭的負担があると伺っています。こうした取組みへの一助となるよう、条例や助成金交付要綱に基づき財政的支援をさせていただいています。所有者の皆さんの努力と、皆さんからの支援をいただきながら、後世に伝えるべき大切な下田の「まち遺産」を守り、受け継ぐべく活動を続けていきます。

	名　称	助成対象	助成金（円）	事業内容
1	雑　忠	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	1,763,666 円	老朽化による破損部分の修繕

修繕前

修繕中

修繕後

『下田まち遺産手帖』バックナンバー

創刊準備号 2012 年3月 30 日発行
表紙：認定番号 59
深根城址

創刊号 2012 年6月 20 日発行
表紙：認定番号 84
報本寺 山随権現祭札幡廻し

vol. 2 2012 年 12 月 13 日発行
表紙：認定番号 31
爪木崎

vol. 3 2013 年3月8日発行
表紙：認定番号 13
蓮台寺温泉 しだれ桃の里

vol. 4 2013 年 8 月 30 日発行
表紙：認定番号 16
白濱神社　御三釜

vol. 5 2013 年 11 月 28 日発行
表紙：認定番号 54
田牛海岸

vol. 6 2014 年3月 28 日発行
表紙：認定番号 68
ペリー上陸記念碑

vol. 7 2014 年8月1日発行
表紙：認定番号 28
吉田松陰寓寄処

vol. 8 2014 年 10 月 27 日発行
表紙：認定番号 66
神子元島灯台

vol. 9 2015 年3月 16 日発行
表紙：登録番号 11
渡邉蔵

vol.10 2015 年8月5日発行
表紙：認定番号 95
下田漁港　金目鯛

vol.11 2016 年3月8日発行
表紙：認定番号 122
下田公園開国広場からの眺望

vol.12 2016 年 11 月1日発行
表紙：認定番号6
はまぼう樹林

vol.13 2017 年1月 30 日発行
表紙：認定番号 105
落合高根神社　鬼射

vol.14 2018 年3月 16 日発行
表紙：認定番号 119
蓮台寺天神神社　大日如来坐像

vol.15 2018 年9月7日発行
表紙：認定番号 107
田牛八幡神社おっぴいしゃり

vol.16 2019 年 3 月 30 日発行
表紙：認定番号 26
尾ヶ崎ウイングからの眺望

vol.17 2020 年 2 月 7 日発行
表紙：認定番号 78
武ヶ浜波除と今村公勒功碑

vol.18 2020 年 4 月 30 日発行
表紙：認定番号1
入田浜

vol.19 2020 年 12 月 18 日発行
表紙：登録番号3
櫛田蔵

vol.20 2022 年3月1日発行
表紙：認定番号 51
寝姿山からの眺望

vol.21 2022 年 10 月1日発行
表紙：認定番号 151
稲梓の稲作風景

vol.22 2023 年3月 31 日発行
表紙：認定番号 139
お吉桜（国道 414 号　箕作）

vol.23 2023 年 11 月 30 日発行
表紙：認定番号 104
下田太鼓祭り

－景観まちづくりへの決意－

下田市では、平成 21 年（2009）12 月 17 日に「下田市景観まちづくり条例」の制定と、「下田市景観計画」を策定しました。

市民が誇りに思い、次世代に継承したい、下田を象徴し、下田らしいものを「下田まち遺産」と名付け、市の景観施策の柱としてきました。この下田まち遺産を“未来へつなげていく”ことを目指し、「知る」「創り・育てる」「支える」の三本柱を景観まちづくりの方針として推進してきました。三本柱の方針の内、「知る」取組みの１つとして市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』を発行してきました。これからも市民共有の財産として、この「下田まち遺産」を未来へつなげるべく、取組を続けていきます。

〈バックナンバー問合せ先〉
下田市建設課都市住宅係
まち遺産手帖　担当
TEL：0558-22-2219
Mail：kensetsu@city.shimoda.lg.jp
※一部在庫が無い号もあります。
ご了承ください。

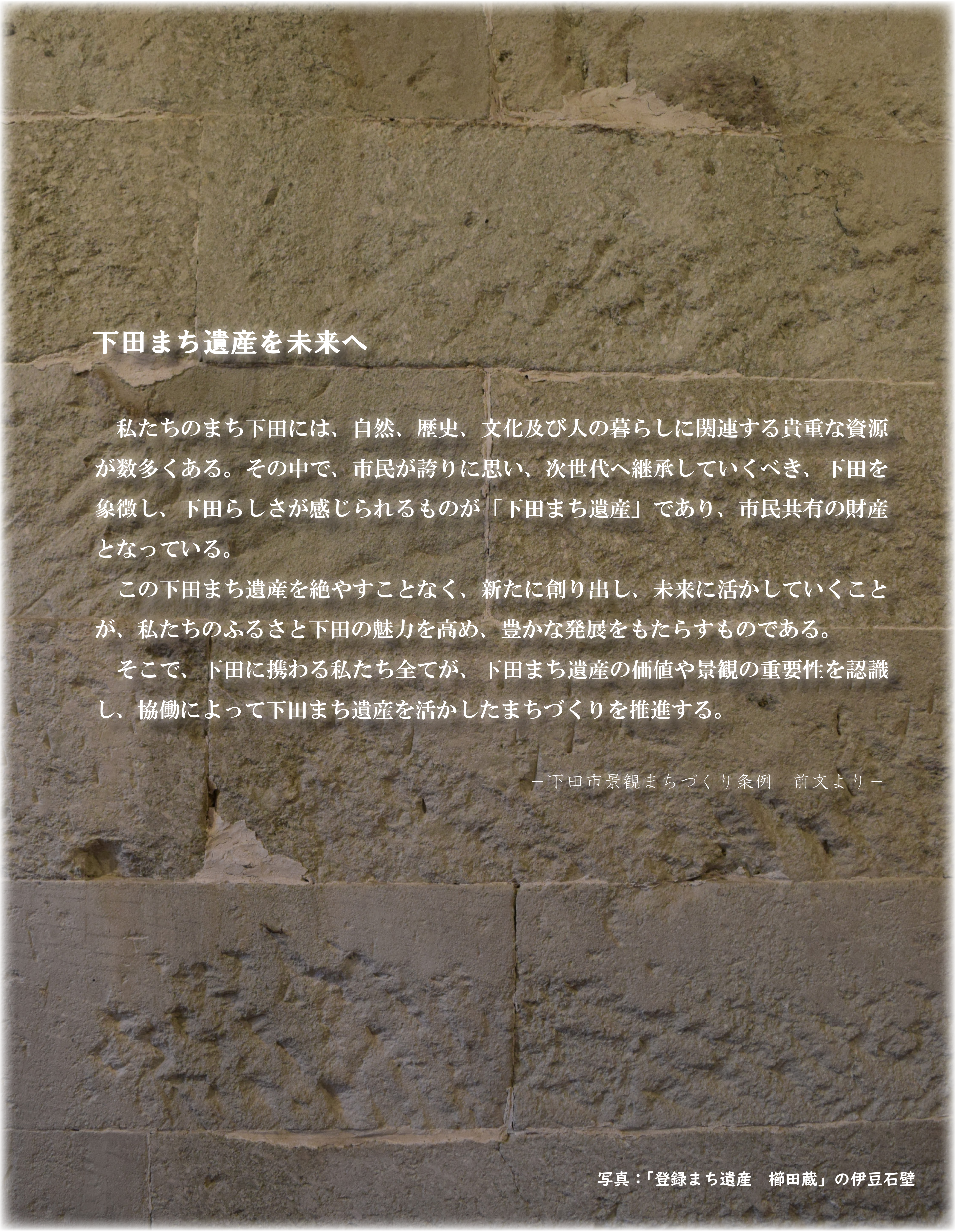

下田まち遺産を未来へ

私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次世代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである。

そこで、下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進する。

－下田市景観まちづくり条例　前文より－

写真：「登録まち遺産　櫛田蔵」の伊豆石壁

『下田まち遺産手帖　vol.24』 令和７年（2025）12 月 19 日発行

発行元：下田市建設課　協力：下田市景観まちづくり審議会

TEL：0558-22-2219　Email：kensetsu@city.shimoda.lg.jp

『下田まち遺産手帖』は、市が発行する景観広報誌です。市内の公共施設や商業施設等で無料配布しています。

下田まち遺産に関する情報は、市 HP で確認できます。　下田市 HP　https://www.city.shimoda.shizuoka.jp

下田まち遺産 HP は
こちらから